

その他の論点（DNA型鑑定の強制）の検討について

DNA型鑑定の強制について

1 現行法の規律

法律上の父子関係が争われる事件において、血縁関係の有無が争点となった場合には、手続外で実施されたDNA型鑑定の結果や、母が懐胎したと推定される時期における性的関係の有無、血液型の背馳等により血縁関係の有無が立証されることになるが、裁判所は、証拠調べとしてDNA型鑑定を実施することができる。

裁判所が実施するDNA型鑑定は、鑑定人に対する鑑定命令によって実施される（民事訴訟法第212条以下。家事調停について、家事事件手続法第258条第1項、第64条第1項により準用される。）。

仮に、裁判所が鑑定又は鑑定嘱託を命じたにもかかわらず、対象者がこれに応じない場合には、これを直接強制することはできない。また、家事調停及び人事訴訟においては、民事訴訟における検証物提示命令に対する制裁の規定が準用されておらず（家事調停につき家事事件手続法258条第1項、第64条第1項〔ただし、同法第64条第1項は、第三者が検証物提示命令に応じない場合の過料の制裁を定めた民訴法第232条第2項を準用している。〕、人事訴訟につき人事訴訟法第19条第1項）、当事者がDNA型鑑定の実施を拒んだという態度が、自由心証主義の下で弁論の全趣旨として斟酌され得るにとどまっている（注1）。

2 検討

- (1) 以上のような現行法の規律に対しては、血縁主義・真実主義を重視する立場から、DNA型鑑定は高度の証明力を有することを踏まえ、真実の血縁関係を法律上の父子関係に反映させるために、DNA型鑑定の直接又は間接の方法による強制を認め、又は、裁判所の命令に対して、DNA型鑑定を拒否した場合にはそのことをもって相手方の主張する事実が真実であると擬制すべきであるとの考え方がある（注2）。
- (2) 他方で、対象者の意思に反する場合に、DNA型鑑定を直接強制し、又はこれに応じないことを一方の不利益に考慮することに対しては、次のような問題があると考えられる。

すなわち、DNA型鑑定は、対象者の遺伝情報を取得することになるため、対象者の意思に反してこれを強制することは、対象者のプライバシーを侵害するおそれがある。また、家事調停、人事訴訟は、身分関係という公益に関わる事項を対象とするものであるから、その解決に当たっては実体的真実の発見がより一層求められているところ、DNA型鑑定の実施を拒否する理由には、上記のようなプライバシーを明らかにしたくないとの理由など様々な理由があるため、DNA型鑑定の実施を拒否した当事者の態度から、その不利益に考慮することを法定することはかえって実体的真実に反するおそれがある。

(3) 以上を踏まえ、DNA型鑑定の強制についてどのように考えるべきか。

(注1) なお、春日偉知郎「父子関係訴訟における立証問題と鑑定強制について」(ジュリスト 1099号 76頁以下 [1996年])によれば、裁判所が、訴訟当事者又は第三者に対してDNA鑑定のための血液採取、提供を命じた場合に、これらの者に生ずる義務は、検証協力義務としての検証受忍義務(血液採取)及び検証物提示義務(血液提供)であるとする。そして、民事訴訟においては、検証及び検証物提示命令の対象者は、これに応じる一般的義務を負う。当事者が検証物提示命令に従わないときは、裁判所は、これに関する相手方の主張を真実と認めることができ(民訴法第232条第1項、224条第1項)、第三者がこれに従わないときは、20万円以下の過料の制裁を受ける(民訴法第232条第2項、第223条)。

(注2) なお、前記春日79頁によれば、ドイツ民訴法では、次のとおり、直接強制、間接強制が可能であるとする。

すなわち、裁判所は、①血液型検査が血統の確認のために必要である限りにおいて(検査の必要性)、②その検査が科学的に認知された原理により事実関係の解明を約束し(解明可能性)、検査の方法及び結果が被検査者に及ぼす効果を斟酌してもなおその検査を被検査者に期待できる場合であって(受忍の期待可能性)、かつ、④被検査者の健康を害しないこと(方法の相当性)を4つの要件として、血液採取の受忍を義務付けることができる(372条a第1項)。正当な理由なく検査を繰り返し拒否した場合には、その効果として、直接強制、特に検査のための強制引致を命ずることができる(同条第2項)。裁判所は、拒否が相当であるか否

かを中間判決によって判断し，拒否が理由のないものであるとの裁判が確定した場合には，秩序金又は秩序拘禁が科される。

以 上